

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道花園本庄線	本庄市栗崎字古川端一一四九番一地 先から同市北堀字田端一三七番二地	令和七年十二月十九日付け 午後三時	埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第八号で告示した道路 予定区域の一部供用開始 である。延長九〇〇・一三メートル
部分に限る。)			